

高山市SNSを活用した情報発信事業業務委託 仕様書

1. 業務名

高山市SNSを活用した情報発信事業

2. 目的

SNSの特性を活かした戦略的な情報発信を行うことで、市政情報等が届けたいターゲットにしっかり届き、市政への関心・理解に繋げる。

3. 業務期間

令和8年4月1日（水）～令和11年3月31日（土）

4. 事業内容

市が運営する公式SNSにおいて、市が提供した市政情報（制度・事業の周知、イベントの開催など）を基に、市民に分かりやすく伝わるよう掲載記事をグラフィック（画像）化し、各SNSの特性（属性・発信方法）を活かして、効果的なタイミングで発信を行う。

また、SNSのフォロワー数やリーチ数などのデータ解析を行い、解析結果に基づいて課題を抽出した上で、記事内容や配信方法を改善し、フォロワー数やリーチ数等の増加を図る。

（1）情報発信を行う基本的な考え方

- ①対象は基本的に高山市民とし、各SNS媒体にてターゲット（若年層、ファミリー層など）を意識して発信すること。
- ②情報を受け取る高山市民の行動変容（実際に制度を利用する、事業に参加する、意識の啓発など）につながるような発信をすること。

（2）制作業務

- ①市が依頼及び提供する行政情報（広報たかやまやプレスリリース資料など）の中から、SNSの発信が効果的と思われる記事を選び市に協議する。
- ②協議結果を受け、写真や動画の撮影、文案を作成し掲載記事等を制作する。
※既存データ等は市が提供する。
- ③制作した記事等は、投稿予定日の2週間前までに市の確認を受ける。
なお、4月は第3週分から投稿を開始する。
- ④発信する記事は配信する日ごとに異なる内容とする。

（3）SNSの発信業務

以下の媒体（市公式アカウント）を活用し、それぞれの特性に応じた情報発信を行う。投稿への質問コメントがある場合は、回答内容を作成し市に確認後、迅速に返答を行うこと。回答の必要がない場合であっても「いいね」を押すなど反応をすること。

- ①LINE（原則、週に1回リッチメッセージとして発信すること）
- ②X（原則、土日祝日を除き週に3本以上発信すること）
- ③Instagram（原則、土日祝日を除き週に3本以上の発信にあわせ、ストーリーズでも発

信すること)

④Facebook（原則、土日祝日を除き週に3本以上発信すること）

⑤YouTube（原則、毎月1本以上作成し、その都度他媒体でも発信すること）

※緊急時など市が急きょ発信を依頼する案件は上記に含めない。

※災害などの緊急時や土日祝日の発信が効果的な場合はこの限りではない。

（４）効果の検証

①業務開始時に、媒体毎のフォロワー数やリーチ数、いいね数など目標値を設定し、毎月、業務実績報告を行うこと。目標とする項目や数値は市と協議して決定することとする。

②9月にWebアンケート行い、アンケート結果やコメント内容からSNSの効果を検証し、記事内容やSNS配信方法について改善を行うこと。

③効果検証等を踏まえ、各年度の事業内容について市と確認する。

（５）打ち合わせ

市と定期的な打ち合わせを月に1回程度行い、打ち合わせ以外においても随時、電話やメール等で連絡調整等のやり取りを行う。

業務開始前に初回打合せを行う。

5. 成果物

月次の業務完了後、毎月の完了届に代えて業務実績報告書（データ）を翌月10日（休日の場合はその次の平日）までに市へ提出すること。なお、3月実施分は業務完了後速やかに提出すること。

（１）本業務において使用した写真、動画、イラスト等データ

（２）本業務により実施した活動実績・効果の検証

6. 支払方法

支払いは月ごとに行うこととし、各月の業務完了報告書を提出し検査合格後、受託者の請求に基づき支払う。

7. その他

（１）本業務の実施にかかる必要な資材や器具等の経費はすべて受託者の負担とする。

（２）本業務で使用した写真やイラスト、デザインなどの著作権は、すべて市に帰属するものとする。受託者は市の許可なく、本業務での成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

（３）業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、市と協議の上決定するものとする。

（４）受託者は、本業務の遂行上知り得た事項及びその内容を第三者に漏らしてはならない。

8. 問合せ先

高山市市長公室広報公聴課 担当：中田

〒506-8555 高山市花岡町2-18

TEL：0577-35-3134

FAX：0577-35-3174